

合併協議会だより

編集・発行／高松市・塩江町合併協議会事務局

6号

2005年
2月発行



調印を終え、堅い握手をする高松市長、香川県知事、塩江町長

平成16年12月1日（水）、高松商工会議所会館で、合併協定調印式が行われ、香川県知事や合併協議会委員の立会いのもと、高松市長、塩江町長が合併協定書に署名、押印しました。

合併協定書に調印!!

両市町の議会で 合併関係議案を可決

高松市、塩江町の平成16年12月定例議会において、合併関係議案が可決されました。

これを踏まえ、同月24日には、香川県知事に合併の申請を行いました。

今後は、県議会での議決、県知事の決定、総務大臣の告示などを経て、平成17年9月26日には合併が実現することとなります。

目 次

| | |
|----------------|-------|
| ・合併協定調印式 | 2 |
| ・第13回会議の概要 | 2 |
| ・第14回会議の概要 | 2 |
| ・両市町で合併関係議案を可決 | 3 |
| ・香川県知事へ合併申請 | 3 |
| ・第15回会議の概要 | 3 |
| ・合併協定書の内容 | 4～13 |
| ・まちづくりプランの概要 | 14・15 |
| ・合併への主な取組み経過 | 16 |
| ・合併までの流れ | 16 |

合併協定調印式



合併協定書

平成16年12月1日（水）午後1時40分から、高松商工会議所会館において、高松市・塩江町合併協定調印式が行われ、香川県知事をはじめ、香川県議会議長、合併協議会委員、両市町の議会の議員らが多数出席しました。

調印式では、合併協議の経過報告及び合併協定書の内容説明の後、増田昌三高松市長と中井弘塩江町長が合併協定書に署名押印し、立会人として真鍋武紀香川県知事が署名を行いました。

その後、香川県知事から両市町長に合併協定書が手渡され、3人で固い握手が交わされました。



合併協定書に署名する高松市長、塩江町長



立会人として署名する香川県知事

第14回会議の概要

- 日時 平成16年11月8日（月）
- 場所 高松市役所
- 塩江町老人福祉センター
- 各種スポーツイベント事業
- 農業経営者協会
- ケーブルテレビ事業
- 水問題対策
- 塩江町老人福祉センター
- 各種スポーツイベント事業
- 農業経営者協会

■確認された事項

- 協議第54号～第56号
- その他の事業について
- 契約制度
- 集会所等設置補助事業
- 青少年健全育成事業

第13回会議の概要

- 日時 平成16年10月20日（水）
- 場所 高松市役所

■確認された事項

協議第41号～第51号

- 合併の期日について
- 商工・観光関係事業について
- 建設関係事業について
- その他の事業について
- 過疎地域の指定及び計画
- 情報公開制度
- 外部監査制度
- ケーブルテレビ事業
- 水問題対策

両市町議会で 合併関係議案を可決

- ◎ 平成16年12月16日に塩江町議会で、同17日には高松市議会で、「高松市および香川郡塩江町の廃置分合について」など市町合併関係五議案が審議され、両市町議会で原案のとおり可決されました。
- ◎ 可決された合併関係五議案
- ◎ 高松市および香川郡塩江町の廃置分合について
- ◎ 高松市および香川郡塩江町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
- ◎ 高松市および香川郡塩江町の廃置分合に伴う議会の議員の定数の特例に関する協議について
- ◎ 高松市および香川郡塩江町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の定数及び任期について
- ◎ 高松市および香川郡塩江町の廃置分合に伴う市・町民褒章制度
- ◎ 生活用水確保対策事業
- ◎ 塩江町における公園・レクリエーション等施設
- ◎ 合併の期日の確定等に伴う合併協定項目の確認事項修正について
- ◎ 建設計画について
- ◎ 高松市および香川郡塩江町の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議について

香川県知事へ合併申請



香川県知事へ合併の申請を行う高松市長、塩江町長

高松市と塩江町の定例議会において、市町合併関係議案がすべて可決され、両市町における協議書の締結が完了したことから、平成16年12月24日（金）に香川県庁において、高松市長と塩江町長が香川県知事に合併（廃置分合）の申請を行いました。

■確認された事項

協議第52号・第53号・第57号・第67号・第40号

- ・地域審議会の取扱いについて
- ・議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- ・農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- ・一般職の職員の身分の取扱いについて
- ・事務組織及び機構の取扱いについて
- ・一部事務組合等の取扱いについて
- ・消防防災関係事業について
- ・その他の事業について
- ・市・町民褒章制度
- ・後継者育成等報償制度
- ・市・町民葬儀

第15回会議の概要

・日時 平成16年11月24日（水）
・場所 塩江町役場

※注 それぞれの会議で確認された事項については、合併協定書に掲載しています。（4ページ以降参照）

合併協定書の内容

1 合併の方式

香川郡塩江町を廃止し、その区域を高松市に編入する。

2 合併の期日

合併の期日については、平成17年9月26日とする。

3 市の名称

市の名称については、高松市とする。

4 市の事務所の位置

市の事務所の位置については、高松市番町一丁目8番15号とする。

5 財産の取扱い

塩江町の所有する財産及び債務については、すべて高松市に引き継ぐ。

6 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、塩江町地域に地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置に関する必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。（別紙は省略）

7 議会の議員の定数及び任期の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、塩江町の区域により選挙区を設ける。

8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

塩江町農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。

塩江地区農業委員会については、高松市農業委員会に統合する。

1 地域審議会は……

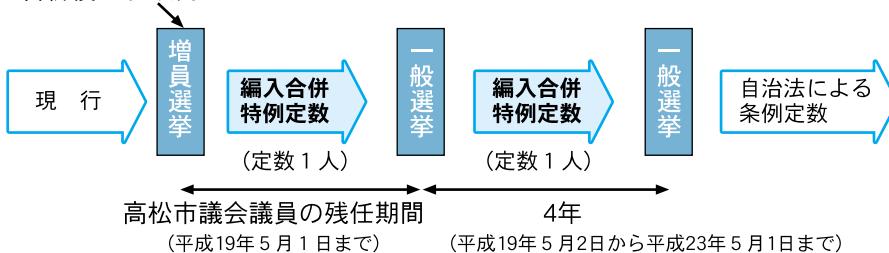
合併前の塩江町の区域に「高松市塩江地区地域審議会」を設置します。

- 委 員 塩江地区に住所を有し、選挙権を有する者 15人以内（任期：2年）
- 設置期間 平成17年9月26日～平成28年3月31日
- 所掌事務 合併後における塩江町地域のまちづくりや建設計画の執行状況等について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、または意見を述べる。

2 議会の議員は……

合併後の議会の議員の定数は、合併特例法における定数特例（※注）を2回、次のとおり、適用します。

合併後50日以内



※注 編入される市町村の区域から1人以上の議会の議員が確保されるよう、一定期間に限り、議会の議員の定数を増加し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて、人口に応じて增加定数を配分することが合併特例法により認められています。塩江町の場合は、0.437人となりますが、切り上げられ1人となります。

合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定に基づき3人とし、その任期については、高松市農業委員会の委員の残任期間とする。

9 地方税の取扱い③

地方税については、高松市の制度に統一する。

ただし、

- (1) 塩江町地域に係る法人市民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱う。
 - (1) 法人市民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
 - (2) 軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
 - (3) 入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
 - (4) 事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

塩江町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定めるものとする。

合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。

2 塩江町地域に係る個人市民税の均等割の非課税基準・納期、固定資産税の宅地の評価方法・納期及び軽自動車税の賦課期日・行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

3 塩江町地域に係る、納期前納付に対する報奨金については、

3 地方税は……

| 項目 | | 高松市 | 塩江町 | 合併後 |
|-----------------|-----------------------------|--|---------------------------------|---|
| 個人 市・町民税 | 均等割 | 両市・町とも同じ(3,000円) | | 合併時に高松市の制度に統一 |
| | 所得割 | 両市・町とも同じ(3~10%) | | |
| 法人 市・町民税 | 均等割 | 制限税率(※1) 6~360万円 (資本等の金額・従業員数により異なる) | 標準税率 5~300万円 | 平成20年度までは現行のとおり 平成21年度から高松市の制度に統一 |
| | | 法人税割 | 制限税率14.7% | |
| | 軽自動車税 | 制限税率 (50cc以下、ミニカー以外) | 標準税率 | |
| 例 原付 軽自動車 | 50cc以下 | 両市・町とも同じ(1,000円) | | 平成22年度まで塩江町地域では課税免除 平成23年度から高松市の制度に統一 |
| | 50ccを超える90cc以下 | 1,300円 | 1,200円 | |
| | 2輪 | 2,600円 | 2,400円 | |
| | 4輪 乗用自家用 | 7,800円 | 7,200円 | |
| | 4輪 貨物自家用 | 4,300円 | 4,000円 | |
| | 資産割(※2) | 事業所床面積 1m ² につき600円 | 課税なし | |
| 事業所税 | 従業者割(※3) | 従業者給与総額の0.25% | 課税なし | 塩江町地域の住民税に係る報奨金については、平成18年度から廃止。 塩江町地域の固定資産税に係る報奨金については、平成21年度から廃止。(平成18年度から平成20年度までは、廃止前の高松市の制度を適用) |
| | 納期前納付に対する報奨金 (住民税、固定資産税) | 納期前に納付した税額 ×0.5/100 ×納期前の月数 ※平成17年度から廃止 | 納期前に納付した税額 ×1/100 ×納期前の月数 | |

※1 制限税率の上限=標準税率×1.2

※2 1,000m²超の事業所にのみ課税

※3 100人超の事業所にのみ課税

11 町名・字名の取扱い④

塩江町地域における町の区域については、現行の大字の区域とし、それぞれの町の名称については、「塩江町上西甲」、「塩江町上西乙」、「塩江町安原上」、「塩江町安原上東」、「塩江町安原下」、「塩江町安原下第1号」、「塩江町安原下第2号」、「塩江町安原下第3号」とする。

12 慣行の取扱い⑤

市民憲章については、高松市の市民憲章に統一する。ただし、塩江町の市民憲章については、その趣旨を尊重して、塩江地区のまちづくりの共同目標として継承するものとする。都市宣言については、高松市の都市宣言に統一する。市木及び市花については、高松市木及び市花を用いる。ただし、塩江町の町木及び町花については、塩江地区の推奨の木（やまざくら）及び花とする。

13 事務組織及び機構の取扱い⑥

現在の塩江町役場については、塩江町の区域を所管区域とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する支所とする。現在の塩江支所及び上西支所については、新しい塩江支所の内部組織としての連絡事務所とする。

新しい塩江支所及び連絡事務所における所掌事務については、合併後における高松市としての一体性・整合性に留意するとともに、合併時において住民の日常生活に急激な変化を来さないよう、塩江町の地域特性等を考慮した機能・サービスの確保について、合併時までに調整する。

住民生活に直接影響を及ぼさない事務及び市役所本庁事務と重複する管理部門等の事務については、合併時に本庁の適宜の部署に統合して処理する。

これら的事務組織及び機構については、合併後の実態を踏まえながら、全序的組織機構のあり方を見据える中で、効率的で効果的な体制となるよう、見直し整備を行う。

5 慣行は……



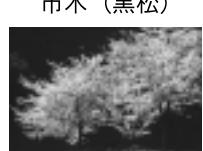
市木（黒松）



市 章



市花（つづじ）



塩江地区的推奨の木（やまざくら）



塩江地区的推奨の花（合歡）

4 住所表示は……

塩江町地域の住所表示は、「香川郡」が「高松市」に変わり、「大字」の2字が除かれます。

(例示) 現 在 : 香川郡塩江町大字上西甲〇〇番地

↓
合併後 : 高松市塩江町上西甲〇〇番地

(町名)

- ・塩江町上西甲
- ・塩江町上西乙
- ・塩江町安原上
- ・塩江町安原上東
- ・塩江町安原下
- ・塩江町安原下第1号
- ・塩江町安原下第2号
- ・塩江町安原下第3号

6 塩江町役場は……

現在

- 塩江町役場 → 高松市役所の塩江支所
- 塩江支所・上西支所 → 新しい塩江支所の連絡事務所

合併後



現在の塩江町役場

※支所・連絡事務所での業務内容は、今後、両市町で協議します。

14 条例・規則等の取扱い

条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。

15 特別職の職員の身分の取扱い

塩江町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

16 一部事務組合等の取扱い

両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。

塩江町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの変化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行う。

塩江町土地開発公社については、高松市土地開発公社に統合する。

17 附属機関等の取扱い

両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。

21 各種団体への補助金・交付金等の取扱い

塩江町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時までに調整する。

18 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努める。

19 消防団の取扱い↓⑦

塩江町消防団については、高松市消防団に統合する。消防団員の報酬等については、高松市の制度に統一する。

20 使用料・手数料等の取扱い

両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。

塩江町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的、実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整する。

各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。

ただし、塩江町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。

22 国民健康保険事業の取扱い↓⑧

国民健康保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

8 国民健康保険は……

国民健康保険事業は、平成17年度は現行のとおりで平成18年度から高松市の制度に統一します。

●国民健康保険料（税）率

（平成16年度）

| | 率及び限度額 | 高松市 | 塩江町 |
|--------|--------|----------|----------|
| 医療給付費分 | 所得割 | 7.0／100 | 8.0／100 |
| | 資産割 | 26.9／100 | 40.0／100 |
| | 均等割 | 29,100円 | 23,000円 |
| | 平等割 | 24,200円 | 28,000円 |
| | 限度額 | 530,000円 | 530,000円 |
| 介護納付金分 | 所得割 | 1.5／100 | 1.55／100 |
| | 資産割 | 5.9／100 | 10.0／100 |
| | 均等割 | 7,000円 | 7,200円 |
| | 平等割 | 4,300円 | 4,200円 |
| | 限度額 | 80,000円 | 80,000円 |

●国民健康保険料（税）の比較表（例示）

夫婦（介護保険第2号被保険者）と子供2人で、世帯主（介護保険第2号被保険者）の前年所得：200万円 平成16年度固定資産税額：5万円の場合は、年間5,800円安くなります。

| | 高松市 | 塩江町 | 差額 |
|--------|----------|----------|---------|
| 医療給付費分 | 270,900円 | 273,600円 | △2,700円 |
| 介護納付金分 | 46,300円 | 49,400円 | △3,100円 |
| 合計 | 317,200円 | 323,000円 | △5,800円 |

7 消防関係は……

塩江町における消防業務は、讃岐地区広域消防組合が行っており、この組合には、現在、高松市と合併協議を行っている町が含まれていることから、他の構成町の合併協議の動向を見極めた上で、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時までに調整することとします。

また、塩江町消防団は高松市消防団に統合され、高松市消防団塩江分団となります。

フランス・トゥール市との交流
(高松市)



水戸・彦根・
高松3市の観光
と物産展
(高松市)



ケーブルテレビ (塩江町)

高松市の都市提携については、塩江町の都市提携・交流については、交流先の意思等を尊重し、合併時までに、地域間交流等のあり方を含め、調整する。塩江町のケーブルテレビ事業については、高松市に引き継ぐ。

高松市の都市提携については、塩江町の都市提携・交流については、交流先の意思等を尊重し、合併時までに、地域間交流等のあり方を含め、調整する。塩江町のケーブルテレビ事業については、高松市に引き継ぐ。

24-1 都市提携

24-2 各種事務事業の取扱い

塩江町直営の居宅介護支援事業所については、合併時に廃止し、民間事業所において対応する。塩江町直営の訪問看護事業所については、合併時に塩江病院の訪問看護事業所に統合する。

電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼動を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運営等において適切に調整する。

24-3 広聴広報事業

ただし、高松市にないシステムについては、塩江町のシステムに必要な改修を加え使用するものとする。

23 介護保険事業の取扱い⑨

介護保険事業については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

24-2 電算システム事業

電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。

24-4 人権啓発事業

人権啓発事業については、高松市の制度に統一する。

24-5 コミュニティ施策

「コミュニティ施策について」は、高松市の制度に統一する。



わがまち手づくり人づくり講座 (高松市)

10 広聴広報事業は……

合併後は、高松市が実施している下記の相談事業を利用することができます。ただし、現在、塩江町で実施している相談事業は、住民の利便性等も考慮し、住民サービスが低下しないよう取り扱います。

●主な広聴広報事業

| | |
|---------|----------------|
| 広報紙 | 毎月2回(1・15日)発行 |
| 点字広報 | 毎月1回発行 |
| 声の広報 | 毎月1回発行(60分テープ) |
| ホームページ | 各種情報掲載 |
| メールマガジン | 毎月2回発行 |

●相談事業

| 相談種別・内容 | 実施日 |
|-----------|---------------|
| 市政相談 | 月～金曜日 |
| 一般相談 | 月～金曜日 |
| 専門相談 | |
| 人権法律相談 | 毎週月曜日 |
| 弁護士法律相談 | 毎週火曜日、第1・3木曜日 |
| 司法書士法律相談 | 第2・4木曜日 |
| 社会保険労務士相談 | 毎週火曜日 |
| 行政書士相談 | 第1・3金曜日 |
| 行政相談 | 毎週水曜日 |
| 税務相談 | 第2金曜日 |
| 戸籍相談 | 第3金曜日 |
| 経営相談 | 年4回 |
| 緑化相談 | 第2・4火曜日 |
| 環境行政相談 | 第4金曜日 |
| 消費生活相談 | 月～金曜日 |
| 育児相談 | 月～金曜日 |
| 健康相談 | 月～金曜日 |

※その他各種相談事業を実施しています。※新しい塩江支所での内容は今後検討。

9 介護保険は……

65歳以上の方の介護保険料は、平成17年度は現行のとおりで、平成18年度から高松市の制度に統一します。ただし、介護保険料は、3年ごとに計画の見直しを行い算定されることとなっており、平成18年度が見直しの年となっています。

●介護保険料(平成16・17年度)

| 段階 | 高松市 | 塩江町 |
|----|---------|---------|
| 1 | 16,200円 | 20,200円 |
| 2 | 29,100円 | 30,300円 |
| 3 | 40,400円 | 40,300円 |
| 4 | 50,500円 | 50,400円 |
| 5 | 60,600円 | 60,500円 |
| 6 | 70,700円 | なし |